社会福祉法人　杜の会
介護老人保健施設　平和の杜

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

１．利　用　約　款
２．重要事項説明書

2026.6

介護老人保健施設平和の杜 通所リハビリテーション 利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設平和の杜（以下「当施設」という。）は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービス（以下「通所リハビリテーション」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出した時より、効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

２　利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書Ⅰ、重要事項説明書Ⅱ及び個人情報の利用目的の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し通所リハビリテーションを利用できるものとします。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①　行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

②　弁済をする資力を有すること。

２　身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額２４万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①　利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者のからの解除）

第４条　利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設に連絡するものとします。

２　身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

３　利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金その他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第５条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合は、本約款に基づく通所リハビリテーションの利用を解除・終了することができます。

①利用者が要介護認定において自立と認定された場合

②利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を２ヶ月以上滞納し、その支払を催促したにもかかわらず７日間以内に支払わない場合

③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションの提供を超えると判断された場合

④利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑤ 第３条第４項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第６条　利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションの対価として、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金の自己負担分を当施設に支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月１０日頃までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯し、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

３　当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、領収書を交付します。

（記録）

第７条　当施設は、利用者の通所リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後５年間は保管します。

２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

３ 当施設は、身元引受人が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

４ 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

５ 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第８条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第９条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその親族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
②居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び介護予防支援事業所等との連携
③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

（緊急時の対応）

第 10 条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、医療機関又は歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

２　前項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 11 条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、医療機関、歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３　前２項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 12 条　利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 13 条　通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

２　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

（利用約款に定めのない事項）

第 14 条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書Ⅰ

当施設は介護保険の指定を受けています。
（介護保険指定番号　第０１５０４８０１１９号）

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

１．事業者の説明

（１）　法人名　　社会福祉法人　杜の会
（２）　法人所在地　　札幌市西区平和４２０番地
（３）　電話番号　　０１１－６６８－２０２０
（４）　代表者氏名　　理事長　　大　楠　俊　男
（５）　設立年月日　　２０１６（平成２８）年８月２日
（６）　ホームページ　　https://www.morinokai1001.jp/

２．施設の概要

（１）施設の種類　　通所リハビリテーション
　　介護予防通所リハビリテーション

（２）施設の目的

要介護状態又は要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

（３）施設の名称　　介護老人保健施設　平和の杜
（４）施設の所在地　　札幌市西区平和４２０番地
（５）電話番号　　（０１１）６６８－２０２０
（６）施設長(管理者)氏名　松　崎　　登（医師）
（７）当施設の運営方針

１．当施設では、通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持・向上を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

２　当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。

３　当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設として、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努めます。

４　当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

５　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

（８）開設年月日　　２０１６（平成２８）年１０月１日

（９）通常の送迎の実施区域　　札幌市西区、手稲区、中央区、北区

(10) 営業日及び営業時間

営業日　　月曜日から土曜日までの６日

営業時間　　午前９時から午後６時まで

(11) 一日の利用定員　　４０名

(介護予防通所リハビリテーション利用者を含む)

３．職員の配置状況

＜職員配置＞

職　　種	人　数	職　　種	人　数
施設長（管理者）、医師	（兼務）　１名	管理栄養士	（兼務）　２名
看護職員	１名	事務職員	（兼務）　５名
介護職員	７名	施設維持管理職員	（兼務）　４名
理学療法士	（兼務）　４名	支援相談員	（兼務）　１名
作業療法士	（兼務）　２名	その他職員	１名
言語聴覚士	（兼務）　３名		

(兼務)は入所との兼務。

(兼務)の支援相談員職員は居宅との兼務。

４．サービス内容

（１）　介護保険給付の対象となるサービス

①送　迎　　ご自宅から当事業所まで送迎いたします。
通常であれば運転手を含め２名で送迎いたしますが、場合によっては１名で送迎することもあります。

②入　浴　　一般浴のみとなっております。

③機能訓練

利用者の心身の状態に応じて、個別リハビリテーションや集団でのリハビリテーション、マシントレーニング等を実施します。

④栄養改善サービス

栄養改善が必要と認められる利用者に実施します。

⑤口腔機能向上サービス

口腔機能の向上が必要と認められる利用者に実施します。

５．施設の利用に当たっての留意事項

（１）食事は特段の事情がない限り、施設の食事を召し上がっていただきます。
（２）食事内容については、栄養状態の管理をサービス内容としているため、施設側で決定させていただきます。
（３）飲酒は特別な行事以外は禁止とします。
（４）施設内は全面禁煙となっています。
（５）発火のおそれのある物品は持ち込まないでください。
（６）設備・備品の利用の際は、取り扱いを丁寧にしてください。
（７）金銭・貴重品の管理は各自で行い、相互に貸借をしないでください。
（８）ペットの持ち込みは禁止とします。
（９）利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止とします。
(10) 他利用者への迷惑行為は禁止とします。

６．賠償責任について

（１）通所リハビリテーションサービスを利用する中で、当施設の責任によって利用者が損害を被った場合には、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。
（２）利用者の責任によって、当施設が損害を被った場合には、利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

７．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓
・防災訓練　　年２回

８．苦情の受付について

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
○苦情解決責任者　　在宅・地域介護支援部　部長　藤原　かおり
○苦情受付窓口（担当者）　介護主任　　永峯　薫
○受付時間　毎週月曜日～金曜日　９：００～１７：００
○苦情処理の流れ
苦情受付⇒　改善策の連絡
○事業所で解決が出来ない場合については、法人本部又は法人で設置しています「「第三者委員」で対応いたします。

＜　杜の会　苦情受付窓口　＞
社会福祉法人杜の会法人本部　苦情受付窓口
電話　　０１１－６６８－２０２０
ＦＡＸ　０１１－６６８－２５２５

＜　法人第三者委員の氏名　＞

氏　名	職　業
星野　次郎	評議員・司法書士
浅野　元廣	評議員・弁護士
大嶋　　薫	監事・元札幌市議会議員

（2）行政機関その他苦情受付機関

札幌市　各区役所　保健福祉課 時間:８時４５分～１７時１５分(平日のみ)	中央区役所　（０１１）２３１－２４００ 西区役所　（０１１）６４１－２４００ 手稲区役所　（０１１）６８１－２４００
北海道国民健康保険団体連合会	所在地　札幌市中央区南２条西１４丁目 電話番号（０１１）２３１－５１７５ 時間：9時00分～17時00分(平日のみ)
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地　札幌市中央区北２条西７丁目１番 北海道立道民活動センター３階 電話番号（０１１）２０４－６３１０ 時間：９時００分～１７時００分(平日のみ)

９．第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり	実施年月日 評価機関の名称 開示状況
	なし	

重要事項説明書Ⅱ

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる通常１割～３割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、趣味活動等で使用する材料費等）を利用料としてお支払いいただく２種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、(介護予防）短期入所療養介護、(介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なっています。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、(介護予防）短期入所療養介護、(介護予防）通所リハビリテーションは、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成した後でなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、ご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することができます。

詳しくは、通所リハビリテーションの担当者にご相談ください。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用者負担額

１．保険給付の自己負担額

（１）通所リハビリテーション

【　　１　　割　　負　　担　　分　　】

① 通所リハビリテーション費［６時間以上７時間未満］

・要介護１　　７２８円
・要介護２　　８６５円
・要介護３　　９９８円
・要介護４　　１，１５７円
・要介護５　　１，３１２円

②サービス提供体制強化加算Ⅰ

・介護職員のうち介護福祉士が７０％以上配置されている場合　　２３円／日

② 入浴介助加算（Ⅰ）　　４１円／日

③ リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（6 月以内）　　６０３円／月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（6 月超）　　２７８円／月

⑤短期集中個別リハビリテーション実施加算

・退院日又は認定日から３ヶ月以内　　１１２円／日

⑥栄養アセスメント加算　　５１円／月

⑦栄養改善加算　　２０４円／回

⑧口腔機能向上加算（Ⅰ）　　１５３円／回

⑨重度療養管理加算　　１０２円／日

⑩生活行為向上リハビリテーション実施加算

・開始月から６月以内　　１，２７２円／月

⑪中重度者ケア体制加算　　２１円／日

⑫リハビリテーション提供体制加算（ニ）　　２５円／日

⑬科学的介護推進体制加算　　４１円／月

⑭介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）　　８３円～２４５円／日程度

（上記の通所リハビリテーション費に各種加算を加えた総単位数の１１．１%）

１．保険給付の自己負担額

（１）通所リハビリテーション

【　　２　　割　　負　　担　　分　　】

①通所リハビリテーション費［６時間以上７時間未満］

・要介護１　　１，４５５円
・要介護２　　１，７２９円
・要介護３　　１，９９６円
・要介護４　　２，３１３円
・要介護５　　２，６２４円

②サービス提供体制強化加算Ⅰ
・介護職員のうち介護福祉士が７０％以上配置されている場合　４５円／日
③入浴介助加算（Ⅰ）　８２円／日
④リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（6 月以内）　１，２０６円／月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（6 月超）　５５６円／月
⑤短期集中個別リハビリテーション実施加算
・退院日又は認定日から３ヶ月以内　２２４円／日
⑥栄養アセスメント加算　１０２円／月
⑦栄養改善加算　４０７円／回
⑧口腔機能向上加算（Ⅰ）　３０５円／回
⑨重度療養管理加算　２０４円／日
⑩生活行為向上リハビリテーション実施加算
・開始月から６月以内　２，５４３円／月
・開始月から３月越６月以内　２，０３４円／月
⑪中重度者ケア体制加算　４１円／日
⑫リハビリテーション提供体制加算（ニ）　４９円／日
⑬科学的介護推進体制加算　８２円／月
⑭介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）　１６７円～４３９円／日程度
（上記の通所リハビリテーション費に各種加算を加えた総単位数の１１．１％）

１．保険給付の自己負担額

（１）通所リハビリテーション

【　3　割　負　担　分　】

①通所リハビリテーション費［６時間以上７時間未満］
・要介護１　２，１８２円
・要介護２　２，５９４円
・要介護３　２，９９３円
・要介護４　３，４６９円
・要介護５　３，９３６円
②サービス提供体制強化加算Ⅰ
・介護職員のうち介護福祉士が７０％以上配置されている場合　６７円／日
③入浴介助加算（Ⅰ）　１２２円／日
④リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ（6 月以内）　１，８０９円／月
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ（6 月超）　８３３円／月
⑤短期集中個別リハビリテーション実施加算
・退院日又は認定日から３ヶ月以内　３３６円／日
⑥栄養アセスメント加算　１５３円／月
⑦栄養改善加算　６１１円／回
⑧口腔機能向上加算（Ⅰ）　４５８円／回
⑨重度療養管理加算　３０６円／日

⑩生活行為向上リハビリテーション実施加算
・開始月から６月以内　３，８１４円／月
⑪中重度者ケア体制加算　６２円／日
⑫リハビリテーション提供体制加算（ニ）　７４円／日
⑬科学的介護推進体制加算　１２２円／月
⑭介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）　２５０円～６５１円／日程度
（上記の通所リハビリテーション費に各種加算を加えた総単位数の１１．１%）

（２）介護予防通所リハビリテーション
（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は１月あたりの自己負担費です。）

【　1　割　負　担　分　】

①介護予防通所リハビリテーション費
・要支援１　２，３０７円
（利用開始から 12 月超え算定要件を満たさない場合▲122 円/月）
・要支援２　４，３００円
（利用開始から 12 月超え算定要件を満たさない場合▲244 円/月）
②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
（要支援１）　９０円／月
（要支援２）　１７９円／月
③生活行為向上リハビリテーション実施加算
・開始月から６月以内　５７２円／月
④栄養アセスメント加算　５１円／月
⑤栄養改善加算　２０４円／月
⑥口腔機能向上加算　１５３円／月
⑦科学的介護推進体制加算　４１円／月
⑧介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）　２４２円～５０８円／月程度
（上記の通所リハビリテーション費に各種加算を加えた総単位数の１１．１%）

【　2　割　負　担　分　】

①介護予防通所リハビリテーション費
・要支援１　４，６１３円
（利用開始から 12 月超え算定要件を満たさない場合▲244 円/月）
・要支援２　８，６００円
（利用開始から 12 月超え算定要件を満たさない場合▲488 円/月）
②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
（要支援１）　１７９円／月
（要支援２）　３５８円／月

③生活行為向上リハビリテーション実施加算
・開始月から６月以内　１，１４３円／月
④栄養アセスメント加算　１０２円／月
⑤栄養改善加算　４０７円／月
⑥口腔機能向上加算　３０５円／月
⑦科学的介護推進体制加算　８２円／月
⑧介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）　４８４円～1,０１５円／月程度
（上記の通所リハビリテーション費に各種加算を加えた総単位数の１１．１%）

【　3　割　負　担　分　】

①介護予防通所リハビリテーション費
・要支援１　６，９２０円
（利用開始から 12 月超え算定要件を満たさない場合▲366 円）
・要支援２　１２，９００円
（利用開始から 12 月超え算定要件を満たさない場合▲732 円）
②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
（要支援１）　２６９円／月
（要支援２）　５３７円／月
③生活行為向上リハビリテーション実施加算
・開始月から６月以内　１，７１５円／月
④栄養アセスメント加算　１５３円／月
⑤栄養改善加算　６１１円／月
⑥口腔機能向上加算　４５８円／月
⑦科学的介護推進体制加算　１２２円／月
⑧介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）　７２６円～１，５２３円／月程度
（上記の通所リハビリテーション費に各種加算を加えた総単位数の１１．１%）

２．利用料

①食費　６３０円
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
②日用品費／１日　１５０円
石鹸、シャンプー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

日用品費		利用選択
①バスタオル	４０円	
②ハンドソープ	３０円	
③リンスインシャンプー	２０円	
④ボディソープ	２０円	
⑤おしぼり	２０円	
⑥ティッシュ	２０円	

（利用選択欄に○印で記入して下さい。）

④教養娯楽費／１日　　１００円

クラブやレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ＤＶＤソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

養娯楽費	
①趣味活動材料費	５０円
②レクリエーション費用	５０円

※１回の利用料金については『別紙１－１～６　利用料金表』をご参照ください。

３．利用料利用料金のお支払い方法（契約書第６条参照）

前記料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．口座引き落とし
イ．指定口座への振り込み
　フリガナ：フク）モリノカイ
　口座名義：社会福祉法人杜の会
　　理事長　大槁　俊男
　銀行名：北洋銀行栄町支店　　普通預金　３８９９９４３
　銀行名：北海道銀行西野支店　普通預金　０７０５５３７
ウ．窓口での現金支払

別紙 1-1　利用料金表

介護老人保健施設　平和の杜
(介護予防)通所リハビリテーション

介護老人保健施設 平和の杜
通所リハビリテーション 利用料金表

2026(令和8)年6月1日から

○介護保険給付の自己負担額(6時間以上7時間未満)　　1回あたり

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所リハビリテーション費 (1割負担分)	728円	865円	998円	1,157円	1,312円
サービス提供体制強化加算Ⅰ (1割負担分)	23円	23円	23円	23円	23円
食　費	630円				
日用品費	150円				
教養娯楽費	100円				
合　計	1,631円	1,768円	1,901円	2,060円	2,215円

＊サービス提供体制強化加算Ⅰ(介護職員のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合)
＊食費・教養娯楽費・日用品費は、介護保険の給付対象外のサービスです。
＊別途、介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)おおよそ83円～245円／日程度(介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の11.1%)が加わりま

○加算料金　　利用されるサービスによって加算されます。

入浴介助加算(Ⅰ)		41円／日
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	6月以内	603円／月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	6月超	278円／月
リハビリテーション提供体制加算(ニ)		25円／日
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院日又は認定日から3ヶ月以内	112円／日
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月から6月以内	1,272円／月
栄養アセスメント加算		51円／月
栄養改善加算		204円／回
中重度ケア体制加算		21円／日
口腔機能向上加算(Ⅰ)		153円／回
重度療養管理加算		102円／日
退院時共同指導加算		611円／回
科学的介護推進体制加算		41円／月

○介護保険の給付対象外のサービス費用

食費(おやつ代込)	630円／日
日用品費	150円／日
教養娯楽費	100円／日

行事費・クラブ活動等	実　費

介護老人保健施設 平和の杜
介護予防通所リハビリテーション 利用料金表

2026(令和8)年6月1日から

○介護保険給付の自己負担額　　1ヶ月あたりの料金

	要支援 1	要支援 2
通所リハビリテーション費 (1割負担分)	2,307円 (利用開始から12月超え算定要件を満たさない場合▲122円/月)	4,300円 (利用開始から12月超え算定要件を満たさない場合▲244円/月)
サービス提供体制強化加算Ⅰ (1割負担分)	90円	179円
計	2,397円	4,479円

＊サービス提供体制強化加算Ⅰ(介護職員のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合)

＊別途、介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)おおよそ242円～508円／日程度(介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の11.1%)が加わりま

○加算料金　　利用されるサービスによって加算されます。

栄養アセスメント加算		51円／月
栄養改善加算		204円／月
口腔機能向上加算		153円／月
科学的介護推進体制加算		41円／月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月から6ヶ月以内	572円／月

○介護保険給付対象外サービス　　1日あたりの料金

食費(おやつ代込)	630円／日
日用品費	150円／日

○その他の介護保険給付対象外サービス

行事費・クラブ活動等	実　費

介護老人保健施設 平和の杜
通所リハビリテーション 利用料金表

2026(令和8)年6月1日から

○介護保険給付の自己負担額(6時間以上7時間未満)　　1回あたり

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所リハビリテーション費 (2割負担分)	1,455円	1,729円	1,996円	2,313円	2,624円
サービス提供体制強化加算Ⅰ (2割負担分)	45円	45円	45円	45円	45円
食　費	630円				
日用品費	150円				
教養娯楽費	100円				
合　計	2,380円	2,654円	2,921円	3,238円	3,549円

＊サービス提供体制強化加算Ⅰ(介護職員のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合)
＊食費・教養娯楽費・日用品費は、介護保険の給付対象外のサービスです。
＊別途、介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)おおよそ167円～439円／日程度(介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の11.1%)が加わりま

○加算料金　　利用されるサービスによって加算されます。

入浴介助加算(Ⅰ)		82円／日
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	6月以内	1,206円／月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	6月超	556円／月
リハビリテーション提供体制加算(ニ)		50円／日
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院日又は認定日から3ヶ月以内	224円／日
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月から6月以内	2,543円／月
栄養アセスメント加算		102円／月
栄養改善加算		407円／回
中重度ケア体制加算		41円／日
口腔機能向上加算(Ⅰ)		305円／回
重度療養管理加算		204円／日
退院時共同指導加算		1,222円／回
科学的介護推進体制加算		82円／月

○介護保険の給付対象外のサービス費用

食費(おやつ代込)	630円／日
日用品費	150円／日
教養娯楽費	100円／日

行事費・クラブ活動等	実　費

介護老人保健施設 平和の杜
介護予防通所リハビリテーション 利用料金表

2026(令和8)年6月1日から

○介護保険給付の自己負担額　　1ヶ月あたりの料金

	要支援 1	要支援 2
通所リハビリテーション費 (2割負担分)	4,613円 (利用開始から12月超え算定要件を満たさない場合▲244円/月)	8,600円 (利用開始から12月超え算定要件を満たさない場合▲488円/月)
サービス提供体制強化加算Ⅰイ (2割負担分)	179円	358円
計	4,792円	8,958円

＊サービス提供体制強化加算Ⅰ(介護職員のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合)

＊別途、介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)おおよそ484円～1015円／日程度(介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の11.1%)が加わり

○加算料金　　利用されるサービスによって加算されます。

栄養アセスメント加算		102円／月
栄養改善加算		407円／月
口腔機能向上加算		305円／月
科学的介護推進体制加算		82円／月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月から6ヶ月以内	1,143円／月

○介護保険給付対象外サービス　　1日あたりの料金

食費(おやつ代込)	630円／日
日用品費	150円／日

○その他の介護保険給付対象外サービス

行事費・クラブ活動等	実　費

介護老人保健施設 平和の杜
通所リハビリテーション 利用料金表

2026(令和8)年6月1日から

○介護保険給付の自己負担額(6時間以上7時間未満)　　1回あたり

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所リハビリテーション費 (3割負担分)	2,182円	2,594円	2,993円	3,469円	3,936円
サービス提供体制強化加算Ⅰ (3割負担分)	67円	67円	67円	67円	67円
食　費	630円				
日用品費	150円				
教養娯楽費	100円				
合　計	3,129円	3,541円	3,940円	4,416円	4,883円

＊サービス提供体制強化加算Ⅰ（介護職員のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合）
＊食費・教養娯楽費・日用品費は、介護保険の給付対象外のサービスです。
＊別途、介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)およそ250円～651円／日程度(介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の11.1%)が加わりま

○加算料金　　利用されるサービスによって加算されます。

入浴介助加算(Ⅰ)		122円／日
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	6月以内	1,809円／月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	6月超	833円／月
リハビリテーション提供体制加算(ニ)		74円／日
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院日又は認定日から3ヶ月以内	336円／日
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月から6月以内	3,814円／月
栄養アセスメント加算		153円／月
栄養改善加算		611円／回
中重度ケア体制加算		62円／日
口腔機能向上加算		458円／回
重度療養管理加算		306円／日
退院時共同指導加算		1,831円／回
科学的介護推進体制加算		122円／月

○介護保険の給付対象外のサービス費用

食費(おやつ代込)	630円／日
日用品費	150円／日
教養娯楽費	100円／日

行事費・クラブ活動等	実　費

介護老人保健施設 平和の杜
介護予防通所リハビリテーション 利用料金表

2026(令和8)年6月1日から

○介護保険給付の自己負担額　　1ヶ月あたりの料金

	要支援 1	要支援 2
通所リハビリテーション費 (3割負担分)	6,920円 (利用開始から12月超え算定要件を満たさない場合▲366円)	12,900円 (利用開始から12月超え算定要件を満たさない場合▲732円)
サービス提供体制強化加算Ⅰイ (3割負担分)	269円	269円
計	7,189円	13,169円

＊サービス提供体制強化加算Ⅰ(介護職員のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合)

＊別途、介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)おおよそ726円～1, 523円／日程度(介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の11.1%)が加わ

○加算料金　　利用されるサービスによって加算されます。

栄養アセスメント加算		153円／月
栄養改善加算		611円／月
口腔機能向上加算		458円／月
科学的介護推進体制加算		122円／月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月から6ヶ月以内	1,715円／月

○介護保険給付対象外サービス　　1日あたりの料金

食費(おやつ代込)	630円／日
日用品費	150円／日

○その他の介護保険給付対象外サービス

行事費・クラブ活動等	実　費

個人情報の利用目的

介護老人保健施設平和の杜では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報（利用者及び代理人、家族）について、利用目的を以下のとおり定めます。

１．利用する目的

（１）利用者に提供する在宅サービス（ケアプラン作成を含む）

（２）介護保険事務　　審査支払い機関へのレセプトの提出又は照会への回答

（３）在宅サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次に掲げるもの

・会計・経理　　・事故等の報告

・在宅介護サービスの向上　　・その他、利用者に係わる管理運営業務

（４）他の在宅サービス事業所等への情報提供を伴うもの

・利用者に在宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答

・当該入所・入院予定施設から利用者の情報提供を求められた場合

・利用者のケアプラン作成または在宅介護サービス実施に当たり、地域の関係機関（医療機関・民生委員・警察等）に意見・助言を求める場合

・家族等への心身の状況説明

（５）損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

（６）その他　　・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料

・施設等において行われる学生等の実習への協力

・外部監査機関、評価機関等への情報提供

・施設内外において行われる事例研究等

・施設内での写真の掲示(機関紙への写真・誕生日の掲載)

２．利用にあたって

（１）個人情報の提供は、目的の範囲内で必要最小限に留め、関係者以外には漏れることのないよう、細心の注意を払います。

（２）個人情報を使用した相手方、内容等の経過について記録しておきます。

（３）提供の同意を得た情報・資料を厳重に管理し、紛失・破損しないよう適正な保管に努めます。

介護老人保健施設 通所リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設平和の杜(介護予防)通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設通所リハビリテーション利用約款、重要事項説明書Ⅰ、重要事項説明書Ⅱ及び個人情報の利用目的を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年　　月　　日

＜ 利 用 者 ＞
住　　所
電話番号

氏　　名　　印

＜ 代筆者・代 理 人 ＞
住　　所
電話番号

氏　　名　　印
利用者との関係（　　）

＜ 身元引受人 ＞
住　　所
電話番号

氏　　名　　印
利用者との関係（　　）

社会福祉法人　杜の会
介護老人保健施設　平和の杜
理事長　大　楠　　俊　男

	氏　　名	電話番号	利用者との関係	住　　所
緊急連絡先				